

## 第一級アマチュア無線技士「法規」試験問題

30問 2時間30分

A-1 電波法（第2条）に定める用語の定義として誤っているものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 「電波」とは、300万メガヘルツ以下の周波数の電磁波をいう。
- 2 「無線電話」とは、電波を利用して、音声その他の信号を送るための通信設備をいう。
- 3 「無線従事者」とは、無線設備の操作又はその監督を行う者であって、総務大臣の免許を受けたものをいう。
- 4 「無線局」とは、無線設備及び無線設備の操作を行う者の総体をいう。ただし、受信のみを目的とするものを含まない。

A-2 次の記述は、アマチュア無線局の変更等の許可について述べたものである。電波法（第17条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の  内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 免許人は、無線設備の設置場所を変更し、又は無線設備の  A をしようとするときは、あらかじめ総務大臣の許可を受けなければならない。ただし、無線設備の  A であって総務省令で定める軽微な事項については、この限りでない。
- ② ①のただし書の事項について無線設備の  A をしたときは、遅滞なくその旨を総務大臣に届け出なければならない。
- ③ ①の  A は、 B に変更を来すものであってはならず、かつ、 C に合致するものでなければならない。

A	B	C
1 工事設計の変更	電波の型式又は周波数	電波法第3章（無線設備）の技術基準
2 工事設計の変更	周波数、電波の型式又は空中線電力	無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準
3 変更の工事	周波数、電波の型式又は空中線電力	電波法第3章（無線設備）の技術基準
4 変更の工事	電波の型式又は周波数	無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準

A-3 次の記述のうち、無線局の無線設備の設置場所の変更の許可を受けた免許人が、総務省令で定める場合を除き、許可に係る無線設備を運用するためにとるべき措置として正しいものはどれか。電波法（第18条第1項）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 その変更をした後、試験電波を発射し、他の無線局の運用を障害するような混信その他の妨害を与えないことを確認した後でなければ、許可に係る無線設備を運用してはならない。
- 2 その変更が許可の内容に適合していることを証する書面を添えて総務大臣に申請し、その許可を受けた後でなければ、許可に係る無線設備を運用してはならない。
- 3 その変更が許可の内容に適合していることを証する書面を総務大臣に提出した後でなければ、許可に係る無線設備を運用してはならない。
- 4 総務大臣の検査を受け、その変更が許可の内容に適合していると認められた後でなければ、許可に係る無線設備を運用してはならない。

A-4 次の記述は、無線局の再免許の申請について述べたものである。無線局免許手続規則（第16条の2及び第17条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 再免許の申請がアマチュア局（人工衛星に開設するアマチュア局及び人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するアマチュア局を除く。以下同じ。）に関するものであるときは、再免許申請書に次の各号に掲げる事項を記載するものとする。
  - (1) 免許の番号
  - (2)  A
  - (3) 免許の年月日及び有効期間満了の期日
  - (4) 希望する免許の有効期間
  - (5) 申請の際における無線局事項書及び工事設計書の内容
- ② 再免許の申請は、アマチュア局にあっては免許の有効期間満了前  B において行わなければならない。

A	B
1 識別信号	1箇月以上1年を超えない期間
2 識別信号	3箇月以上6箇月を超えない期間
3 無線設備の設置場所	1箇月以上1年を超えない期間
4 無線設備の設置場所	3箇月以上6箇月を超えない期間

A-5 次の記述は、送信設備に使用する電波の質について述べたものである。電波法（第28条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

送信設備に使用する電波の  A  B 電波の質は、総務省令で定めるところに適合するものでなければならない。

- |             |           |
|-------------|-----------|
| A           | B         |
| 1 周波数の偏差及び幅 | 空中線電力の偏差等 |
| 2 変調度及び安定度  | 空中線電力の偏差等 |
| 3 変調度及び安定度  | 高調波の強度等   |
| 4 周波数の偏差及び幅 | 高調波の強度等   |

A-6 次の記述は、受信設備の条件について述べたものである。電波法（第29条）及び無線設備規則（第24条及び第25条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の  内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 受信設備は、その副次的に発する電波又は高周波電流が、総務省令で定める限度を超えて  A を与えるものであってはならない。
- ② ①に規定する副次的に発する電波が  A を与えない限度は、受信空中線と電氣的常数の等しい擬似空中線回路を使用して測定した場合に、その回路の電力が  B 以下でなければならない。ただし、無線設備規則第24条（副次的に発する電波等の限度）第2項以下の規定において、別に定めのある場合は、その定めるところによるものとする。
- ③ その他の条件として受信設備は、なるべく次の各号に適合するものでなければならない。
  - (1) 内部雑音が小さいこと。
  - (2) 感度が十分であること。
  - (3) 選択度が適正であること。
  - (4)  C が十分であること。

- |                      |        |     |
|----------------------|--------|-----|
| A                    | B      | C   |
| 1 他の無線設備の機能に支障       | 4ナノワット | 了解度 |
| 2 重要無線通信を行う無線局の運用に妨害 | 4ミリワット | 安定度 |
| 3 重要無線通信を行う無線局の運用に妨害 | 4ナノワット | 安定度 |
| 4 他の無線設備の機能に支障       | 4ミリワット | 了解度 |

A-7 次の表の各欄の記述は、それぞれ電波の型式の記号表示と主搬送波の変調の型式、主搬送波を変調する信号の性質及び伝送情報の型式に分類して表す電波の型式を示したものである。電波法施行規則（第4条の2）の規定に照らし、電波の型式の記号表示と電波の型式の内容が適合しないものを下の表の1から4までのうちから一つ選べ。

区分 番号	電波の型式 の記号	電 波 の 型 式		
		主搬送波の変調の型式	主搬送波を変調する信号の性質	伝送情報の型式
1	A1A	振幅変調であって両側波帯	デジタル信号である単一チャンネルのものであって変調のための副搬送波を使用しないもの	電信であって聴覚受信を目的とするもの
2	C3F	振幅変調であって残留側波帯	アナログ信号である単一チャンネルのもの	テレビジョン（映像に限る。）
3	F2B	角度変調であって周波数変調	デジタル信号である単一チャンネルのものであって変調のための副搬送波を使用するもの	電信であって自動受信を目的とするもの
4	H3E	振幅変調であって低減搬送波による単側波帯	アナログ信号である単一チャンネルのもの	ファクシミリ

A-8 次の記述は、電波の強度に対する安全施設について述べたものである。電波法施行規則（第21条の3）の規定に照らし、内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 無線設備には、当該無線設備から発射される電波の強度（A）をいう。以下同じ。）が電波法施行規則別表第2号の3の2（電波の強度の値の表）に定める値を超える場所（人が通常、集合し、通行し、その他出入りする場所に限る。）に取扱者のほか容易に出入りすることができないように、施設をしなければならない。ただし、次に掲げる無線局の無線設備については、この限りではない。
- (1) B以下の無線局の無線設備
  - (2) Cの無線設備
  - (3) 地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、臨時に開設する無線局の無線設備
  - (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、この規定を適用することが不合理であるものとして総務大臣が別に告示する無線局の無線設備
- ② ①の電波の強度の算出方法及び測定方法については、総務大臣が別に告示する。

A	B	C
1 電界強度、磁界強度及び電力束密度	規格電力が50ミリワット	移動業務の無線局
2 電界強度、磁界強度及び電力束密度	平均電力が20ミリワット	移動する無線局
3 電界強度及び磁界強度	規格電力が50ミリワット	移動する無線局
4 電界強度及び磁界強度	平均電力が20ミリワット	移動業務の無線局

A-9 次の記述は、非常通信について述べたものである。電波法（第52条）の規定に照らし、内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

非常通信とは、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、Aを利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、B、交通通信の確保又はCのために行われる無線通信をいう。

A	B	C
1 電気通信業務の通信	財貨の保全	秩序の維持
2 電気通信業務の通信	災害の救援	電力供給の確保
3 有線通信	財貨の保全	電力供給の確保
4 有線通信	災害の救援	秩序の維持

A-10 次の記述は、混信等の防止について述べたものである。電波法（第56条）の規定に照らし、内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

無線局は、A又は電波天文業務（注）の用に供する受信設備その他の総務省令で定める受信設備（無線局のものを除く。）で総務大臣が指定するものにB与えないように運用しなければならない。ただし、Cについては、この限りでない。

注 宇宙から発する電波の受信を基礎とする天文学のための当該電波の受信の業務をいう。

A	B	C
1 重要無線通信を行う無線局	その運用を阻害するような混信その他の妨害を	遭難通信
2 他の無線局	その運用を阻害するような混信その他の妨害を	遭難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信
3 重要無線通信を行う無線局	いかなる混信も	遭難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信
4 他の無線局	いかなる混信も	遭難通信

A-11 次の記述は、虚偽の通信を発した者に対する罰則について述べたものである。電波法（第106条）の規定に照らし、内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

Aに利益を与え、又は他人に損害を加える目的で、無線設備によって虚偽の通信を発した者は、Bに処する。

A	B
1 自己若しくは他人	3年以下の懲役又は150万円以下の罰金
2 自己若しくは親族	5年以下の懲役又は250万円以下の罰金
3 自己若しくは親族	3年以下の懲役又は150万円以下の罰金
4 自己若しくは他人	5年以下の懲役又は250万円以下の罰金



A-18 次の記述は、無線局の免許状の備付け等について述べたものである。電波法施行規則（第38条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 免許状は、 A の見やすい箇所に掲げておかなければならない。ただし、掲示を困難とするものについては、その掲示を要しない。
- ② 移動するアマチュア局（人工衛星に開設するものを除く。）にあつては、①にかかわらず、その B に免許状を備え付け、かつ、総務大臣が別に告示するところにより、その送信装置のある場所に総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）が発給する証票を備え付けなければならない。

A	B
1 無線局を運用する場所	免許人の居所
2 主たる送信装置のある場所	免許人の居所
3 無線局を運用する場所	無線設備の常置場所
4 主たる送信装置のある場所	無線設備の常置場所

A-19 次の記述は、無線従事者の免許を与えないことができる場合について述べたものである。電波法（第42条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

総務大臣は、次のいずれかに該当する者に対しては、無線従事者の免許を与えないことができる。

- (1) 電波法第9章（罰則）の罪を犯し  A に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から  B を経過しない者
- (2) 電波法第79条（無線従事者の免許の取消し等）第1項第1号又は第2号の規定により無線従事者の免許を取り消され、取消しの日から  B を経過しない者
- (3) 著しく心身に欠陥があつて無線従事者たるに適しない者

A	B
1 懲役又は禁錮	2年
2 懲役又は禁錮	1年
3 罰金以上の刑	2年
4 罰金以上の刑	1年

A-20 無線従事者が電波法に違反したときに総務大臣が行うことがある処分はどれか。電波法（第79条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 3箇月以内の期間を定めて無線設備の操作範囲を制限する。
- 2 3箇月以内の期間を定めてその業務に従事することを停止する。
- 3 6箇月以内の期間を定めてその業務に従事することを停止する。
- 4 6箇月以内の期間を定めてその業務に従事する無線局の運用を制限する。

A-21 次の記述は、通信の秘密について述べたものである。国際電気通信連合憲章（第37条）及び無線通信規則（第17条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 構成国は、 A の秘密を確保するため、使用される電気通信のシステムに適合する  B をとることを約束する。
- ② 主管庁は、国際電気通信連合憲章及び国際電気通信連合条約の関連規定を適用するに当たり、次の事項を  C するために必要な措置をとることを約束する。
  - (1) 公衆の一般的利用を目的としていない無線通信を許可なく傍受すること。
  - (2) (1)にいう無線通信の傍受によって得られたすべての種類の情報について、許可なく、その内容若しくは単にその存在を漏らし、又はそれを  D こと。

A	B	C	D
1 公衆通信	技術的に可能な措置	禁止し、及び防止	他人の用に供する
2 国際通信	技術的に可能な措置	禁止	他人の用に供する
3 公衆通信	すべての可能な措置	禁止	公表若しくは利用する
4 国際通信	すべての可能な措置	禁止し、及び防止	公表若しくは利用する

A-22 次の記述は、「標準周波数報時業務」の定義である。無線通信規則（第1条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

「標準周波数報時業務」とは、 A のため、公表された高い精度の  B 周波数、報時信号又はこれらの双方の発射を行う  C その他の目的のための無線通信業務をいう。

	A	B	C
1	一般的受信	特性	学術、産業
2	一般的受信	特定	科学、技術
3	周波数の校正	特性	科学、技術
4	周波数の校正	特定	学術、産業

A-23 無線通信規則（第5条）に規定する周波数分配表において、アマチュア業務に分配されている周波数帯はどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 137.8 kHz ~ 139.8 kHz
- 2 3,230 kHz ~ 3,400 kHz
- 3 7,300 kHz ~ 7,400 kHz
- 4 18,068 kHz ~ 18,168 kHz

A-24 局の識別に関する次の記述のうち、無線通信規則（第19条）の規定に照らし、誤っているものを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 虚偽の又は紛らわしい識別表示を使用する伝送はすべて禁止する。
- 2 アマチュア業務においては、すべての伝送は、識別信号を伴うものとする。
- 3 アマチュア局は、特別取決めにより国際符字列に基づかない呼出符号を持つことができる。
- 4 識別信号を伴う伝送については、局が容易に識別されるため、各局は、その伝送（試験、調整又は実験のために行うものを含む。）中にできる限りしばしばその識別信号を伝送しなければならない。

B-1 無線局の免許状の訂正に関する次の記述のうち、無線局免許手続規則（第22条）の規定に照らし、正しいものを1、誤っているものを2として解答せよ。

- ア 免許人は、免許状の訂正を受けようとするときは、総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に対し、事由及び訂正すべき箇所を付して、その旨を申請するものとする。
- イ 免許人から免許状の訂正の申請があった場合において、総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）は、新たな免許状の交付による訂正を行うことがある。
- ウ 免許人は、新たな免許状の交付による訂正を受けたときは、遅滞なく旧免許状を廃棄しなければならない。
- エ 総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）は、免許人からの訂正の申請による場合のほか、職権により免許状の訂正を行うことがある。
- オ 免許人は、氏名を変更したときは、免許状の氏名を訂正し、総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に報告しなければならない。

B-2 次に掲げる用語の定義のうち、電波法施行規則（第2条）の規定に照らし、正しいものを1、誤っているものを2として解答せよ。

- ア 「割当周波数」とは、無線局に割り当てられた周波数帯の中央の周波数をいう。
- イ 「特性周波数」とは、与えられた発射において容易に識別し、かつ、測定することのできる周波数をいう。
- ウ 「基準周波数」とは、割当周波数に対して、固定し、かつ、特定した位置にある周波数をいう。この場合において、この周波数の割当周波数に対する偏位は、特性周波数が発射によって占有する周波数帯の中央の周波数に対してもつ偏位と同一の絶対値及び同一の符号をもつものとする。
- エ 「周波数の許容偏差」とは、発射によって占有する周波数帯の中央の周波数の基準周波数からの許容することができる最大の偏差又は発射の特性周波数の基準周波数からの許容することができる最大の偏差をいい、ヘルツで表す。
- オ 「占有周波数帯幅」とは、その上限の周波数を超えて輻射され、及びその下限の周波数未満において輻射される平均電力がそれぞれ与えられた発射によって輻射される全平均電力の1パーセントに等しい上限及び下限の周波数帯幅をいう。ただし、周波数分割多重方式の場合、テレビジョン伝送の場合等1パーセントの比率が占有周波数帯幅及び必要周波数帯幅の定義を実際に適用することが困難な場合においては、異なる比率によることができる。

B-3 次の記述は、モールス無線通信に使用するQ符号及びその意義の組合せを掲げたものである。無線局運用規則（第13条及び別表第2号）の規定に照らし、Q符号及びその意義が適合するものを1、適合しないものを2として解答せよ。

Q符号	意義
ア QRA?	貴局名は、何ですか。
イ QRK?	こちらの伝送は、混信を受けていますか。
ウ QRM?	そちらは、空電に妨げられていますか。
エ QRO?	こちらは、送信機の電力を増加しましょうか。
オ QTH?	緯度及び経度で示す（又は他の表示による。）そちらの位置は、何ですか。

B-4 次の記述は、アルファベットの字句及びモールス符号の組合せを掲げたものである。無線局運用規則（第12条及び別表第1号）の規定に照らし、アルファベットの字句及びそのモールス符号が適合するものを1、適合しないものを2として解答せよ。

字句	モールス符号
ア BRAVO	--- . . . . . - . - . . . . . - - - -
イ CHARLIE	- . - . . . . . - . - . . . . . - . . . . .
ウ XRAY	- . . . . . - . - . - . - - - - -
エ NOVEMBER	- . - - - - . . . . . - . - . - . . . . . - . . . . .
オ WHISKEY	. - - . . . . . . . . . . - . - . . . - - - - -

注 モールス符号の点、線の長さ及び間隔は、簡略化してある。

B-5 次に掲げる場合のうち、無線従事者規則（第51条）の規定に照らし、無線従事者の免許証を総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に返納しなければならない場合に該当するものを1、該当しないものを2として解答せよ。

- ア 無線従事者とその免許取得後5年を経過したとき。
- イ 無線従事者とその免許の取消しの処分を受けたとき。
- ウ 無線従事者が刑法の罪を犯し懲役に処せられたとき。
- エ 無線従事者が無線設備の操作に引き続き10年以上従事しなかったとき。
- オ 無線従事者とその免許証の再交付を受けた後失った免許証を発見したとき。

B-6 次の記述は、許可書について述べたものである。無線通信規則（第18条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

- ① 送信局は、その属する国の政府が適当な様式で、かつ、 許可書がなければ、個人又はいかなる団体においても、 ことができない。ただし、無線通信規則に定める例外の場合を除く。
- ② 許可書を有する者は、 に従い、 を守ることを要する。更に許可書には、局が受信機を有する場合には、受信することを許可された無線通信以外の通信の傍受を禁止すること及びこのような通信を偶然に受信した場合には、これを再生し、 に通知し、又はいかなる目的にも使用してはならず、その存在さえも漏らしてはならないことを明示又は参照の方法により記載していなければならない。

- 1 第三者
- 2 無線通信の規律
- 3 無線設備を所有する
- 4 無線通信規則に従って発給する
- 5 その属する国の法令
- 6 利害関係者
- 7 電気通信の秘密
- 8 設置し、又は運用する
- 9 その属する国の法令に従って発給し、又は承認した
- 10 国際電気通信連合憲章及び国際電気通信連合条約の関連規定